

安全作業基準

作成 20131002

《基準作成主旨》

近年、森林整備の重要性が一般の方に理解が深まり、それと同時に森林整備係わる方の事故が多くなってきた。幼児の落枝による死亡や動力機械（チェーンソー・刈払機など）の使用による怪我のニュースが後を絶たない。

森林に入り活動する事の意義や重要性が、安全を後回しにして進んできたと考える事が出来る。“この程度ならば？”や“楽しければ！”との考えからくる安易な活動手法が大きな事故を呼んでいると思える。

「森林施業 認定 NPO 法人 森林の風」として安全を最優先した活動を進める事が、全国で森林自然環境を守るために活動する人たちの指標となるとともに、水源の森保全活動がより一層安全に、かつ活発となる事を期待する。

《会員安全指標》

- ① 会員は、労働安全衛生法に基づいたチェーンソー・刈払機の特別教育を受講し、修了証のコピーを事務局に提出する。
- ② 会員は、林業対応の傷害保険に加入する。
- ③ 会は、賠償保険に加入する。
- ④ 活動担当者は、次のことを行う。
 - (1) 活動の開始及び終了時に必ず安全確認をし、その旨を活動報告（記録）に記載する。
 - (2) 活動地の状況（エリアや予想される危険など）、及び当日の作業内容、時間割などを説明する。
 - (3) 技術力に対応したグループ分けを行う。（単独作業は行わない。）
- ⑤ 活動参加者は、体調を万全にして活動へ参加する。無理な参加はしない。
- ⑥ 活動参加者は、作業に応じた保護具の着用、及び安全作業の道具を使用する。
- ⑦ 活動の方針、状況などの認識を同じになる様、会員間のコミュニケーションを大切にする。
- ⑧ 全ての活動に置いて飲酒は厳禁とする。（喫煙は、指定の場所と方法で行うこと）

《森林施業活動》

- ① 森林施業に関する、技術及び知識の習得を常に心がける。
- ② 基本技術は、正確に理解し指導できるように努力する。
- ③ 応用技術は、基本技術の習得が出来てから行う。
- ④ 禁止技術は、禁止になっている理由を理解する。
- ⑤ チェンソー使用は、腰の位置から下で使用する。
- ⑥ 活動リーダーの指示を守る。
- ⑥ 伐木作業は、隣接するチームから、樹高の2倍以上の距離を確保する。
- ⑦ 上下作業はしない。（森林施業は、斜面の上からが基本）
- ⑧ 施業地の作業に応じた、道具を携帯する（無理な施業はしない）
- ⑨ 公道及び登山道が隣接する作業地では次の事項を徹底する。
 - (1) 通行人の安全のために、紅白の旗を持った安全確認者を置く。
 - (2) 林内の危険啓発の看板を設置（50m間隔が基本）とする。

- (3) 公道への伐倒や公道の通行止めが必要な時は、関係機関の許可をとる。
- (4) 通行止めを行うときは、コーンなどを設置し、侵入できないようにする。
- ⑩ 救急薬品等は各自が持参する。
- ⑪ 重篤な症状につながる持病があるものは、担当に事前に活動参加の許可を得る。

《森林環境教育》

- ① 参加者に、安全な活動にはマナーとルールを守る必要がある事を説明する。
- ② 森林内の活動には、参加者にヘルメットを着用させる。
- ③ 参加者に指導内容を理解してもらうには、指導員 1 名に対し 1 グループ 5 名以内とする。また、参加者自ら考えるにはグループ活動が重要であるのでグループを編成に当たっては男女別、年齢別、目的別、体験度合い別などを考慮するなど臨機応変に対処し活動を進める。
- ④ 森林体験活動に当たっては、安全に必要な服装を徹底するなど、安易な妥協はしない
- ⑤ 未成年者の参加は、保護者又は参加団体の責任者の同伴又は承諾書が必要

《人材育成事業》 まちのきこり人育成講座及びレベルアップ研修会など

- ① まちのきこり人育成講座、レベルアップ研修会などのカリキュラム作成に当たっては、次の事項を組み込むこと
 - (1) 安全な活動に重点を置いた講座内容とする。
 - (2) 講座の初めには「救急法関連の講座」を必ず組み込み、会員も参加する。(毎年の講座であっても組み込む事で安全意識を徹底することが必要)
 - (3) 実践講習は、安全を優先するとともに、基本作業を中心とする。(禁止事項の指導はしない。)

《企業の森事業》

- ① 参加する社員は、動員で参加するなど、森林に対する認識には大きなギャップがあるので、その対応には注意を要する。
 - (1) 参加者には、ヘルメットの着用させる。(セレモニーでも同じ)
 - (2) 説明内容を周知してもらうには、1 班 10 名以下の班体制による活動を進める。
 - (3) 企業担当者との事前打合せは、森林を十分認識してもらうよう綿密に行う。
 - (4) 安全な活動が企業イメージと森林の風イメージアップに繋がります。

《その他安全活動に向けて》

- ① 常に基本に立ち返り、新しい技術と新しい知識を向上させることが、安全な活動に繋がります。
- ② 森林施業に係る県内外の講習会、技術指導会には積極的に参加しましょう。奥の深い知識、幅の広い技術が安全作業、効率的な作業につながります。
- ③ 技術習得に終わりはありません。次の事を考えて行動しましょう。
 - (1) 作業の基本を理解し、それを実践できること
 - (2) それぞれの作業には、意味がある。その意味を考えて作業すること
 - (3) 基本なくして応用なし、基本が出来なければ次の応用には決して進めない
 - (4) 「これ位なら」、「だいたいできた」といった曖昧な意識は捨てること